

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市東区福田7丁目34-9

氏名 株式会社 NK興産

代表取締役 河口 昇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-899-3339

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 NK興産
事業場の所在地	広島市東区福田7丁目34-9
計画期間	2025/04/01～2026/03/31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	解体業
②事業の規模	売上 約369,000,000/年
③従業員数	16名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[NK事務員 マニフェスト交付] --&gt; B[排出事業場]; B --&gt; C[NK作業員]; C --&gt; D[運搬 マニフェスト作成]; D --&gt; E[処分業者];</pre> <p>産業廃棄物の仕分け</p>

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度( 2024 年度) 実績量  
 計画:今年度( 2025 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油	10.7	10										10.7	10	10.7	10					
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	21.71	22										21.71	22	3.025	10					
紙くず																				
木くず	266.8	270										266.8	270	36.775	100					
繊維くず	4.162	5										4.162	40	0.312	15					
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8	10										8	10	0	5					
鋸さい																				
がれき類	1354	1350										1354	1350	15	100					
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	43.838	43										43.838	43	39.158	40					
石綿含有産業廃棄物	34.139	35										34.139	35	0	15					
石膏ボード	5.32	6										5.32	6	5.32	6					
合計	1748.669	1751	0	0	0	0	0	0	0	0	1786.127	1786	110.29	301	0	0	0	0	0	0

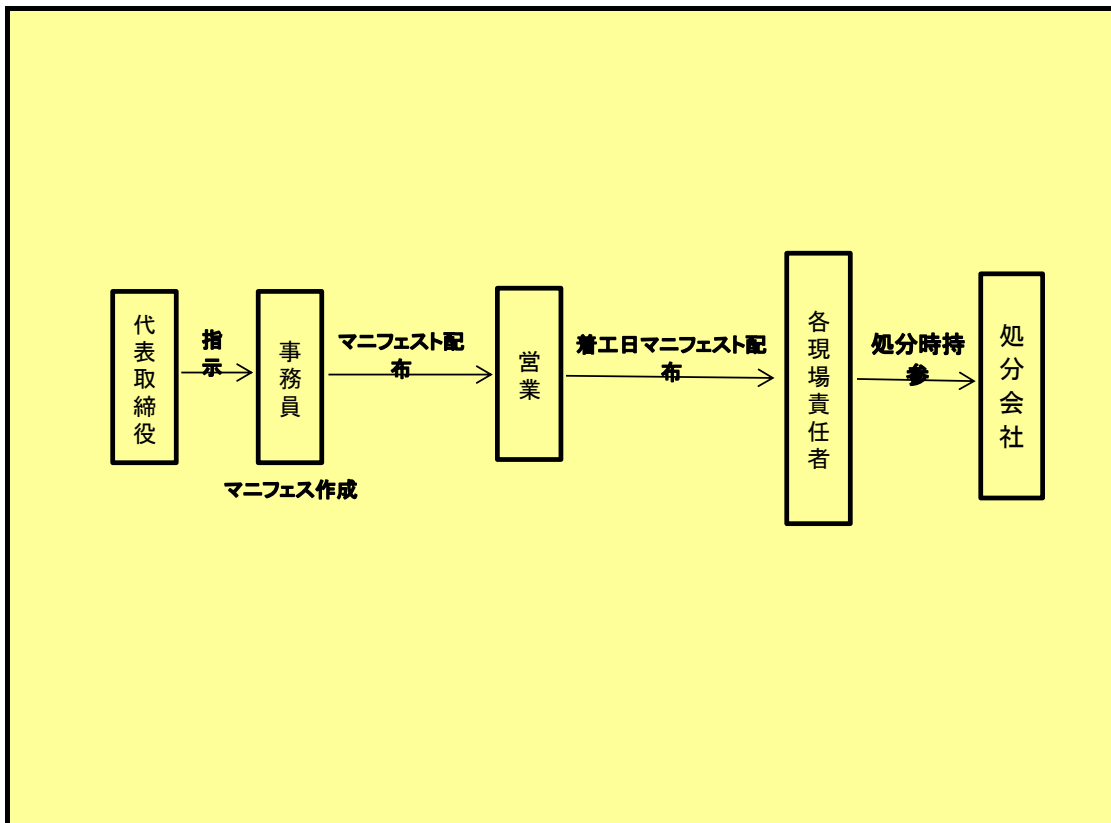
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>産業廃棄物の処理については、全ての産業廃棄物の収集・運搬及び中間処分業者と適正に委託契約を結び、再生利用の拡大・最終処分量の削減に努め、再資源化率の向上を図っている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>現状の項目を継続し、資源の有効利用を推進する。現場より近い処分場を使用するケースが多いが、可能な限り優良企業との委託契約を推進し更に再資源化率を向上する。産業廃棄物委託処理量を低減。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	一時保管場所を確保し、がれき類・木材・紙くず・廃プラスチック・石膏ボード・金属くず・ガラスくず等含有物も考慮し細かく分別し保管。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	現状の項目を継続すること。

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	建設工事から生じる、コンクリートガラ・アスコンガラはリサイクル率の高い再生業者にできる限り委託している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	再生利用業者への委託を拡大する。